

総行安第5号
令和5年1月18日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（行政改革担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（公務災害担当課扱い）
（行政改革担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法の対象となる職員の適用拡大に伴う留意事項等
について（通知）

地方公務員等（一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員を含む。以下同じ。）のうち、これまで、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第2条第1項に規定する職員以外の者であって、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第一に掲げる事業に従事する者であったもの（以下「旧労災適用非常勤船員」という。）については、令和5年1月18日付け総行安第3号「地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（以下「施行通知」という。）のとおり、地方公務員災害補償制度において、地公災法の適用となる職員に追加する改正が行われました。

つきましては、本改正に伴う事務の取扱いにおける留意事項等について、労働者災害補償保険制度を所管する厚生労働省労働基準局労災管理課及び船員保険制度を所管する同省保険局保険課との協議を踏まえ、下記のとおりとしますので、遺漏のないよう実施していただくとともに、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等及び関係する地方独立行政法人に対して、また、各指定都市総務局長におかれましては、関係する地方独立行政法人に対して、この旨を周知いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 地方公共団体等が納付する保険料・負担金の取扱い

1 労働保険料及び船員保険料

(1) 共通事項

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 3 号。以下「改正令」という。）及び昭和 42 年自治省告示第 150 号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部を改正する件（令和 5 年総務省告示第 15 号。以下「改正告示」という。）については、施行通知のとおり、本日付けで公布・施行され、改正後の規定は令和 4 年 10 月 1 日から適用される。そのため、改正令及び改正告示の施行により新たに地公災法の適用となる旧労災適用非常勤船員に係る労働保険料及び船員保険料が、すでに納付されている場合は、これらを納付した地方公共団体等に対して返還等されるものであること。

(2) 労働保険料

令和 4 年度労働保険料について、令和 4 年 10 月 1 日以降の賃金総額に改正令及び改正告示の施行により新たに地公災法の適用となる旧労災適用非常勤船員分を含めて概算で申告・納付した場合は、令和 5 年度の年度更新の期間に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 19 条第 1 項に基づき確定申告し、精算を行うこと。また、すでに納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額の還付を請求する場合は、確定申告時に、労働保険料還付請求書を所轄の都道府県労働局等に提出すること。なお、以下の点に留意すること。

- ・ 船舶所有者を事業主とする労災保険の適用事業の業種が「船舶所有者の事業」（業種番号 90）であって、旧労災適用非常勤船員が改正令及び改正告示の施行により新たに地公災法の適用となることによって、当該適用事業の保険関係が消滅となる場合、令和 5 年度の年度更新を待たずに確定申告し、精算を行う必要があること。
- ・ 令和 4 年 10 月 1 日から改正令及び改正告示の施行までの間に、事業廃止に伴い、すでに確定申告し、精算を行った事業であって、かつ、令和 4 年 10 月 1 日以降の賃金総額に、旧労災適用非常勤船員の賃金を算入した額で申告し、精算している場合は、過大納付となっていることから、還付の請求等を

行う必要があること。

- ・ 船舶所有者の事業については、二元適用となっていることから、労災保険とともに雇用保険の精算等も必要になること。

上記に関する疑義等については、所轄の都道府県労働局に問い合わせること。

(3) 船員保険料

非常勤の地方公務員等のうち一定の要件を満たす者を新たに地方公務員等共済組合制度の組合員とする改正が行われ、令和4年10月1日から施行されたことに伴い、当該組合員となった旧労災適用非常勤船員に係る同日以降分の船員保険料については、徴収を行わないこととされているので留意すること（令和4年10月3日付け総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡「厚生労働省通知の送付について」で周知された、令和4年9月30日付け保保発0930第3号・年管管発0930第8号「「国家公務員共済組合制度及び地方公務員等共済組合制度における短期給付の適用拡大に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について」参照）。

なお、納付義務のない保険料が納付されていた場合は、船員保険法（昭和14年法律第73号）第127条第2項に基づく差額調整又は過誤納付による保険料還付により、船員保険料の精算が行われること。

上記に関する疑義等については、船員保険を所管する年金事務所に問い合わせること。

2 地方公務員災害補償基金に納付する負担金

今般の改正令及び改正告示の施行により、新たに地公災法の適用となる旧労災適用非常勤船員に係る地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に納付する負担金については、関係地方公共団体等から基金に納付しなければならない。

この点、令和4年度確定負担金の報告（報告期限：令和5年9月30日）に合わせて、精算（概算で納付した額が過少の場合には追加納付）すること。

第2 旧労災適用非常勤船員に対する災害補償の取扱い

1 令和4年9月30日以前に発生した災害に係る災害補償

令和4年9月30日以前に発生した災害については、引き続き、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は船員保険法に基づき、労災保険給付又は船員保険給付が行われるものであること（当該災害が令和4年9月30日以前に発生したものの、令和4年10月1日時点で労災保険給付請求又は船員保険給付請求を行っていないもの及び請求中で労災保険給付又は船員保険給付の決定前のものを含む。）。なお、令和4年10月1日以後に発生した災害であっても、因果関係からみて同日前における業務又は通勤が原因で発生したと認められるものについても、労働者災害補償保険法又は船員保険法に基づき、労災保険給付又は船員保険給付が行われるものであること。

2 令和4年10月1日以後に発生した災害に係る災害補償

令和4年10月1日以後の公務又は通勤と相当因果関係をもって生じた災害については、地公災法に基づき、基金により補償が行われるものであることから、旧労災適用非常勤船員の任命権者（地方独立行政法人に所属する旧労災適用非常勤船員にあっては当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）（以下単に「任命権者」という。）を経由して基金に対する補償の手続を行う必要があること。

この点、旧労災適用非常勤船員等（災害により死亡した場合にあっては、遺族を含む。以下同じ。）からなされた労災保険給付又は船員保険給付の請求に関しては、当該労働基準監督署又は全国健康保険協会から、当該旧労災適用非常勤船員等に対し、任命権者を経由して基金あてに請求する必要がある旨を伝達するよう厚生労働省労働基準局労災管理課及び同省保険局保険課に依頼しているものであること。

【連絡先】

総務省公務員部安全厚生推進室

電話：03-5253-5560（直通）